

特別児童扶養手当を申請する方へ

〔申請時に持参するもの〕

請求者・・・所得の高い保護者の方

1 手当の診断書

対象児童が身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの場合、診断書が省略できることもあります。

2 手当を振り込む通帳(請求者本人名義のもの)

※通帳レスの場合は、銀行名・支店名・名義(カナ)・口座番号の情報が印刷されたもの

3 前住所地の所得・課税の情報がわかる証明書

(請求者、配偶者および扶養義務者のもの)

※1月1日以降に転入された方のみ

4 個人番号確認書類(請求者、対象児童、配偶者および扶養義務者のもの)

マイナンバーカード又は通知カード、個人番号記載の住民票

5 申請者が世帯外の代理人の場合、代理人のご本人確認書類

※申請時に記入していただきます。用紙は福祉総務課にあります。

①特別児童扶養手当認定請求書

②特別児童扶養手当振込先口座申出書

(※1) 平成28年1月から申請書へ個人番号(マイナンバー)の記載をお願いしています

(※2) 申請者が代理人の場合には、代理人の方の身分証明書も必要になります。

【申請・問い合わせ先】

小山市福祉総務課 障がい福祉係

TEL 0285-22-9624

FAX 0285-24-2370